

重要事項説明書

(事業目的)

1. きたぞの薬局が行う居宅管理指導の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治医の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、きたぞの薬局の薬剤師が適正な居宅管理指導を提供することを目的とします。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、おかれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。

(運営方針)

1. 要介護者又は要支援者（以下、「利用者」という）の意志、人格を尊重し利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。
2. 地域との結びつきを尊重し、市町村、居宅介護支援業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供するものと親密な連携に努めます。
3. 適正かつ円滑なサービス提供するため、以下の条件を満たすものとします。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者薬剤管理指導の届け出を行っていること
 - ・麻薬小売り業者としての許可を取得していること
 - ・利用者に対して、秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他の職種者と相談することができる薬局であること
 - ・居宅管理指導サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

(在宅訪問を行う薬剤師)

きたぞの薬局に所属する薬剤師

(職務の内容)

1. 薬剤師の行う居宅管理指導は、医師、歯科医師の指示に基づき訪問を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導

を行う。また、医薬品が利用者の ADL や QOL に及ぼしうる影響を確認し、適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に役立つようにアドバイスをいたします。

2. 訪問等を行った居宅管理指導の内容は、記録すると共に、処方医等及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス業者に報告します。

(営業日及び営業時間)

- ・原則として営業日、営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。ただし、祝祭日、12月29日から1月4日までを除きます。
- ・電話等で24時間連絡がとれる体制を整えております。
(ただし、夜間休日は担当でない当社の薬剤師が相談をうけることがあります。)

(通常の事業実施地域)

通常の実施地域は店舗から概ね10キロ以内とします。

(指定居宅管理指導の内容)

1. 薬剤師の行う居宅指導の内容
 - ・処方せんによる調剤（状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管、管理に関する指導
 - ・薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・バイタルサインの確認
 - ・薬剤師の重複投与、相互作用の回避
 - ・副作用の早期発見
 - ・使用薬剤、用法、用量等に関する、医師等への連絡調整
 - ・麻薬製剤の管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、調整
 - ・在宅医療機器、用具、材料等供給
 - ・その他、介護、福祉における相談

(利用料)

1. 介護法の告示上の額とします。

2. 居宅管理指導の実施の前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容について文書で説明し、同意を得ることとします。
3. 月4回を限度に、利用者より介護、調剤報酬の定める金額を（麻薬使用の場合は100円を加算）を徴収する。別途医療材料等は医療保険の負担割合に応じた額が発生します。（特定疾患、生活保護、特別な医療は除きます。ただし、例外として特別な医療の場合は月8回の訪問を要することがあります。）

（緊急時等における対応）

居宅管理指導の実施中や訪問時に、利用者の症状急変その他健康上の緊急事態が生じた場合、速やかに主治医等に連絡します。（この場合、バイタルサイン測定等を行う場合があります。）

（その他、運営に関する重要事項）

1. きたぞの薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るための研修等に参加し、自己研鑽し、提供する薬学的ケアの質の確保に努めます。
2. 訪問薬剤師は当社の在宅医療研修を受け、当社にて選定を行った薬剤師のみが担当いたします。
3. 従業員は、業務上知り得た患者、家族の秘密を漏洩しません。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、または家族の情報を用いる場合は当該家族の同意を得る事とします。

（契約外条項）

この契約及び介護保健法の関係法令で定められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

（苦情処理）

当事業者のサービス提供にあたり、苦情や相談がある場合、下記にご連絡をお願いいたします。

きたぞの薬局本店
TEL 0868-24-0432

